

代理行為目録(保佐・補助用)

本人以外の方が申し立てた場合は、署名欄を本人に記載してもらってください。なお、本人申立ての場合は、署名は不要です。必要な項目に (チェック) してください。

1 財産管理関係

(1) 不動産関係

不動産の購入

不動産の処分

賃貸借契約の締結・変更及び解除

住居等の新築・増改築・修繕に

(2) 預貯金等金融機関関係

預貯金の管理(口座の開設・変更・解約・振込依頼・払戻し)

金融機関とのその他の取引(上記預貯金の管理以外)

(3) その他

定期的な収入の受領(賃料・年金等)及びこれに関する諸手続

定期的な支出を要する費用(賃料・公共料金・ローン返済金等)の支払及びこれに関する諸手続

保険契約の締結・変更・解除, 保険金の請求及び受領

債務の弁済及びその処理

保佐人に代理権を求める行為にチェックしてください。

(注意)

保佐人に代理権を与える必要があるか審理して、必要な範囲で認められます。

2 相続関係

遺産分割等の遺産相続及びこれに付随する一切の行為

相続の承認・放棄

贈与若しくは遺贈の拒絶又は負担付の贈与若しくは遺贈の受諾

遺留分減殺の請求

3 身上監護関係

介護契約(介護保険制度における介護サービスの利用契約, ヘルパー・家事援助者等の派遣契約等を含む。)の締結・変更・解除及び費用の支払

福祉関係施設への入所に関する契約(有料老人ホームへの入所契約等を含む。)の締結・変更・解除及び費用の支払

医療契約及び病院への入退院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払

4 その他

住民票, 戸籍謄抄本, 登記事項証明書等の行政機関の発行する証明書の申請

本人に帰属する財産に関して生ずる紛争についての訴訟行為及び民法55条2項の行為 (*保佐人又は補助人が当該訴訟行為について訴訟代理人となる資格を有する者であるとき。)

訴訟代理人となる資格を有する者に対して訴訟を委任すること及び民法55条2項の特別授權事項について授權すること

以上の各事項の処理に必要な費用の支払

以上の各事項に関連する一切の事項

ここにチェックしてください。

私に関し、補助開始の審判をすることに
私に関し、代理行為目録記載の行為につ
審判をすることに同意いたします。

本人以外の方が申立てる場合は、本人の署名・押印が必要になります。

本人氏名(自署)

裁判所花子

